

荒川区役所区民相談所無料相談事業運営要綱

この要綱は、東京都行政書士会（以下、「本部」という。）荒川支部（以下、「本支部」という。）が荒川区との協力により、区民生活への寄与と行政書士の社会的地位、必要性、および知名度の向上を目的として行う荒川区役所区民相談所（以下、「相談所」という。）における無料相談事業（以下、「本事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めたものである。

第1条（管理責任者）

1. 本支部の支部長は、本支部の副支部長又は理事の中から管理責任者を選任する。
2. 管理責任者は、本事業を管理統括し、主に以下の業務を行う。
 - (1) 相談員名簿を作成し、支部長に報告を行う
 - (2) 各月の担当者表を作成し、支部長の同意を得て相談所へ提出する
 - (3) 本支部および相談員と相談所担当者との連絡調整を行う
 - (4) 一般相談員および主任相談員が提出した報告書類を確認する
 - (5) 本事業に関し問題が生じた場合、ただちに支部長に報告を行う
 - (6) 支部長の同意を得て、一般相談員および主任相談員が遵守すべき事項を定め、一般相談員および主任相談員に通知する
 - (7) 必要に応じて本支部会員、一般相談員および主任相談員に対して相談員説明会を実施する
 - (8) 本事業の運営に関して必要に応じて、一般相談員および主任相談員に対し、指導又は改善の勧告を行う
 - (9) その他本事業に関して必要な業務を行い、その旨を支部長および本支部理事会へ報告を行う
3. 管理責任者は、支部長の同意を得て相談員名簿登録者の中から各月の本事業担当者を選任し、各月の本事業担当者に欠員が生じた場合には支部長の同意を得て相談員名簿登録者の中から代替りの本事業担当者を選任できる。
4. 管理責任者は、この要綱において「主任相談員」とみなす。

第2条（相談員）

1. 相談員には「主任相談員」「一般相談員」の2つの役職を設けるものとし、本事業の実施に際しては、必ず「主任相談員」が1名以上参加しなければならない。
2. 相談員名簿に登録を希望する本支部会員は、第1条第2項第7号にある相談員説明会へ出席の上で管理責任者が定める様式に従い、管理責任者が必要と認めた書類を添付し、相談員名簿への登録を管理責任者に申し出ることができる。

第3条（主任相談員）

管理責任者は、一般相談員の申し出により、以下の各号の全てに該当する者を、理事会の同意を得て主任相談員として登録できる。

- (1) 本事業に一般相談員として3回以上参加した又はこれに相当する経験を有すると支部長から認定された者
- (2) 行政書士登録後3年を経過している者
- (3) 主任相談員としての適性を確認するため支部長が定めた課題を修了した者
- (4) 直近2年間に2回以上本事業に一般相談員もしくは主任相談員として相談に参加している者

第4条（相談員名簿）

相談員名簿には、氏名、事務所所在地、連絡先電話番号、一般相談員・主任相談員の別、主要業務を記載する。

第5条（欠格事由）

- 1．管理責任者は、以下の各号のいずれかに該当する者を、相談員名簿に登録してはならない。
 - （1）本支部の個人会員ではない者
 - （2）東京都知事又は本部から懲戒処分を受け、当該処分期間中の者
 - （3）過去3年以内に相談者又は相談所担当者からの苦情があり、支部長が改善を求め、是正のない者
 - （4）過去3年以内に本事業に関し重大な問題を生じさせた者又は行政書士としての著しい非行があった者で、弁明の機会を与え、理事会が相談員として不適当と認めた者
 - （5）法令、本部会則その他諸規程又は本支部細則その他諸規程の定めに違反していることが明らかな者
 - （6）荒川区との信頼関係を損なうことが明らかな者
 - （7）本部の会費を滞納している者
 - （8）本支部細則第16条第2項から第4項に規定する支部会費を滞納している登録事務所設置者又はその使用人行政書士若しくはその社員（登録事務所設置者が法人の場合）
 - （9）第6条第3項に規定する説明会を受けていない者（同条同項但し書きに該当する者を除く）
 - （10）行政書士登録をしてから1年を経過していない者
 - （11）相談員名簿への登録（更新を含む）の際に、直近1年間に支部が主催する研修又は内部勉強会に一度も参加していない者
 - （12）管理責任者が必要と認めた書類を提出していない者
- 2．管理責任者は、相談員名簿登録者が前項第1号から第11号までのいずれかに該当した場合には、相談員名簿から抹消しなければならない。

第6条（相談員の業務）

- 1．一般相談員および主任相談員は、この要綱に定めがある事項および管理責任者が定める遵守すべき事項に従わなければならない。
- 2．一般相談員および主任相談員は、本事業の実施に際して、以下の業務を実施する。
 - （1）相談会当日に、本事業を開始する旨の連絡を管理責任者へ行う
 - （2）相談会が終了した際に、終了した旨の連絡を管理責任者へ行う
 - （3）相談終了後、本支部が用意した封筒に相談所より交付された記載済み様式2号の複写をすべて封入し、荒川区役所敷地内にある郵便ポストへ投函する
 - （4）様式1号による相談結果をFAXにて送信し、管理責任者に受領の確認を受けた上で当該書類を復元不可能な方式にて破棄する
- 3．一般相談員および主任相談員は、本支部が開催する相談員説明会に年1回参加しなければならない。但し、管理責任者が認めた者は、確認書の提出をもって説明会に参加したものとみなす。

第8条（支部長の業務）

- 1．支部長は、相談者、相談所担当者又は管理責任者から苦情等の報告があった場合、関係者から事情を聴取し、必要な措置を講じなければならない。但し、支部長は、副支部長に代行させることができる。
- 2．支部長は、本事業の運営に関して必要に応じて、一般相談員および主任相談員に対し、指導又は改善の勧告をすることができる。

3. 支部長は、前項に定める勧告又は第1条第2項第8号の勧告を受けた者が勧告に従わない場合、弁明の機会を与え、相談員名簿から登録を抹消することができる。
4. 支部長は前条までの規定にかかわらず、この要綱において「主任相談員」とみなす。

第9条（交通費等）

1. 一般相談員および主任相談員に対する交通費は、一般相談員が3,000円、主任相談員が5,000円とする。
2. 本支部の会員は、管理責任者の承諾を得て、本事業の相談会に同席することができる。但し、交通費は支給しない。

第10条（要綱の改廃等）

1. この要綱に定めのない事項で軽微なものは、支部長が定める。
2. この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この要綱は、平成21年5月28日より施行する。
2. この要綱は、平成22年5月13日一部改正し、同日より施行する。
3. この要綱は、平成24年4月9日一部改正し、同日より施行する。
4. 平成24年4月9日において以下に該当する者は、管理責任者は、相談員として登録できる。但し、支部長又は理事会が不適任と判断した者についてはこの限りでない。
 - 一 相談員として過去に1回以上相談を行っている者で、相談員として登録されることを希望する者
5. 平成24年4月9日において以下に該当する者は、管理責任者は、主任相談員として登録できる。但し、支部長又は理事会が不適任と判断した者についてはこの限りでない。
 - 一 相談員として過去に5回以上相談を行っている者で、主任相談員として登録されることを希望する者
6. この要綱は、平成24年5月16日一部改正し、同日より施行する。
7. この要綱は、平成25年5月15日一部改正し、同日より施行する。
8. この要綱は、平成26年3月20日一部改正し、同年4月1日より施行する。なお、同年3月31日までに相談員名簿に登録されていた者の登録有効期限は平成27年3月31日までとする。
9. この要綱は、平成26年11月5日一部改正し、同日より施行する。
10. この要綱は、平成27年1月27日一部改正し、同日より施行する。但し、第9条第1項の規定については、平成27年5月1日より施行する。
11. この要綱は、平成29年7月6日一部改正し、同日より施行する。